

産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画

公益社団法人全国産業資源循環連合会

平成29年度から3カ年にわたり取り組んできた労働災害防止計画（以下、「第1次労働災害防止計画」という。）は令和元年度で最終年度を迎える。

第1次労働災害防止計画では、「計画期間中の労働災害による死亡者数及び死傷者数を平成24～26年実績平均に比して全ての都道府県において、20%以上減少させる」ことを目標として、協会の協力のもと各種労働災害防止活動に取り組んできた

第1次労働災害防止計画の取り組みを通じて、協会及び会員企業において安全衛生への取り組みの重要性が認識されつつあるが、その目標を達成することは難しい状況となっている。

このような状況を踏まえ、連合会では、労働災害防止計画の取り組みを継続的に行うことが不可欠であると判断し、令和2年度を初年度とする3年間の第2次労働災害防止計画を策定することとした。

そこで、当連合会安全衛生委員会において、これまでの取り組みについて検証を行い、下記のとおり第2次労働災害防止計画を定め、目標の達成に向けて全力取り組むこととする。

1. 計画期間

令和2年度から令和4年度までの3ヶ年を計画期間とする。

2. 計画の目標

① 死亡災害

計画期間中の労働災害による死亡者数を平成24～26年実績平均に比して全ての都道府県において、20%以上減少させる。

（平成24～26年の平均20人→令和4年16人以下に）

② 死傷災害

計画期間中の労働災害による休業4日以上の死傷者数を平成24～26年実績平均に比して全ての都道府県において、20%以上減少させる。

（平成24～26年1,246人→令和4年996人以下に）

3. 計画の重点項目

① 安全衛生規程の作成

連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」には、労働災害を防止するために事業主が遵守しなければならない事項が網羅されていることから、各事業所において安全衛生規程を作成することで、労働災害の防止に向けた具体的な取り組みが促進されることが期待できる。

そこで、会員事業所における安全衛生規程の作成を促進させ、安全衛生規程に基づく労働災害防止活動の積極的な促進を図る。